〇都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例
(平成25年9月30日条例第23号)

私たちのまち都留市は、日本“新・花の百名山”に選ばれた三ッ峠山、二十六夜山及び九鬼山並びに日本百霊峰の一つである御正体山など、個性あふれる山々に囲まれるとともに、麗峰富士を源とする平成の名水百選に選定された「十日市場・夏狩湧水群」を始めとする豊富な水や豊かな自然に恵まれた山紫水明の地です。私たちの先人は、この地で、多様な生物と共生しながら、豊かな恵みをもたらす里地里山里水を、暮らしや農林漁業をはじめ様々な産業に活用するとともに、守り育ててきました。しかし、社会経済環境や生活様式の変化などにより、里地里山里水への関わりが減少し、多様な生物を育む場であるとともに、私たちや下流域の人々の暮らしを支えてきた里地里山里水の豊かな恵みは、急速に失われつつあります。私たちは、里地里山里水がもたらす豊かな恵みを享受する権利を等しく有していることに鑑み、里地里山里水でつながる地域(市の区域外の地域を含む。以下同じ。)と連携、協働し将来の世代につなげていくため、ここに都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例を制定します。

(目的)

第1条　この条例は、里地里山里水の保全及び活用に関し、基本理念を定め、並びに多様な主体の役割を明らかにするとともに、里地里山里水の保全及び活用を効果的に促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山里水がもたらす様々な恵みを将来の世代につなげていくことを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　里地里山里水　様々な人々の働きかけを通じて形成されてきた地域であって、集落を取り巻く二次林(その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。)及びそれらと混在する農地、湧水、小川、河川等をいう。

(2)　土地所有者等　里地里山里水における農林地等の所有者又は所有権以外の権原を有する者をいう。

(3)　多様な主体　市民、地域コミュニティ、協働のまちづくり推進会、事業者、NPO、行政等、里地里山里水に関わりをもつ個人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条　里地里山里水の保全及び活用にあたっては、里地里山里水が、生物の多様性の保全、食糧や水の供給並びに防災等に関する重要な機能を有していることに鑑み、将来にわたり、市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持できるように努めなければならない。

2　里地里山里水の保全及び活用にあたっては、多様な主体の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行うとともに、負担と利益の衡平な配分を確保するように努めなければならない。

(市の役割)

第4条　市は、基本理念にのっとり、里地里山里水の保全及び活用に関する施策(以下「施策」という。)を策定し、これを実施する役割を有する。

2　市は、里地里山里水でつながる地域と連携して、施策を戦略的に推進するものとする。

3　市は、里地里山里水の意義に対する市民の理解を深めるため必要な普及啓発活動を行うものとする。

4　市は、施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うよう努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第5条　土地所有者等は、基本理念にのっとり、里地里山里水の保全及び活用が図られるよう努め、施策に協力するものとする。

(市民及び地域コミュニティの役割)

第6条　市民及び地域コミュニティは、基本理念にのっとり、施策に連携し、協力するよう努めるものとする。

2　市民及び地域コミュニティは、里地里山里水が育む地域資源について積極的に利活用することに努めるものとする。

(都留市里地里山里水保全活用協議会)

第7条　里地里山里水の保全及び活用に関する関係者間の合意形成を図り、並びに関係者間の連携を促進するため都留市里地里山里水保全活用協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

2　協議会は、市、土地所有者等、地域コミュニティ、学術研究機関、教育機関その他関係機関等により構成するものとする。

(都留市里地里山里水保全活用基本計画)

第8条　協議会は、里地里山里水の保全及び活用を図るため多様な主体の参加による連携した取組が効果的かつ円滑に促進されるよう里地里山里水の保全及び活用の基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2　基本計画は、多様な主体の連携により、地域資源の持続的な活用が図られるものとし、次に掲げる事項に配慮して策定するものとする。

(1)　水源の保全及び防災機能の向上

(2)　鳥獣被害の防止

(3)　環境に関連する産業の振興

(4)　環境教育の推進

(5)　里地里山里水でつながる地域との連携

(6)　再生可能資源の利活用
(7)　地域の特色に応じた利活用
(保全活用団体の認定及び保全活用地域の指定)
第9条　協議会は、基本計画に基づく活動を実施する団体(以下「保全活用団体」という。)を認定し、かつ、その活動を行う地域(以下「保全活用地域」という。)を指定するものとする。
2　協議会は、保全活用団体を認定及び保全活用地域を指定したときは、これを公表するものとする。
(保全活用団体の認定解除及び保全活用地域の指定解除)
第10条　協議会は、前条の規定により認定された団体及び指定された地域について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保全活用団体の認定を解除し、かつ、保全活用地域の指定を解除するものとする。
(1)　基本計画に基づく活動として認められないとき。
(2)　保全活用地域を公共の用に供する必要が生じたとき。
(3)　その他協議会が必要と認めるとき。
2　協議会は、保全活用団体の認定を解除及び保全活用地域の指定を解除したときは、これを公表するものとする。
(委任)
第11条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附則
この条例は、公布の日から施行する。